

令和7年度「ステップアップ事業補助金」募集要項（追加分）

江東区ボランティア・地域貢献活動センター（以下「活動センター」という。）では、区民のコミュニティ活動に関する関心を高めるとともに、地域貢献活動団体の活動の充実を図り、地域のつながりの活性化に取り組むための新たな事業について、経費の補助を行います。

1 提案できる事業

申請団体が主体的に取り組み、地域貢献につながる新たな事業で、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 公益的事業で、地域貢献につながる効果が期待できるものであること。
- (2) 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができるものであること。
- (3) 地域特性を考慮し、地域貢献につながるための新たな視点を持ったものであること。
- (4) 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績、特性、主体性を活かし、実施できるものであること。

2 補助申請の対象となる団体

江東区内を活動対象として公益活動を行う団体（NPO法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、事業者※）で、次の(1)から(10)までの全ての要件を満たす団体とします。

ただし、区内での活動実績がない団体であっても、区外での活動実績があり、区内を対象とした活動を展開する団体であれば申請対象とします。

※ 事業者は、営利を目的としない社会貢献活動を行う場合に限りします。

- (1) 5人以上の会員で組織されており、会員名簿があること。
- (2) 区内を活動対象として公益活動をしている団体であり、提案した事業を適正に遂行する能力があること。

- (3) 組織規則、規約、会則等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 団体の責任者及び事業責任者が特定できること。また、必要な時に連絡がとれる体制があること。
- (6) 事業終了後の実績、成果、収支報告ができること。
- (7) 宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団または暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (10) 提案時点で区と協働事業提案制度による協働をしていないこと。

3 事業実施期間

採択・交付決定後から 令和8年2月28日 まで

※ ただし、2年事業として採択されている事業の場合は、以下の条件を遵守することにより、事業実施特例期間として1年目に限り実施期間の延長を可能とします。

＜事業実施特例期間延長条件＞

- (1) 特例期間延長は、1年目の令和8年3月1日から令和8年3月31日までの1か月間とする。
- (2) 事業実施経費は、1年目の補助金内とする。
- (3) 補助金額の精算は、令和8年3月31日期限厳守で行うこととする。
- (4) 特例期間に実施した事業部分の報告は、2年目の報告会で行うこととする。

4 補助金額

1事業あたり年間上限30万円

- ※ 1団体あたり1事業を限度。（採択された団体は、次年度以降、再度の申請は不可）
- ※ 事業補助は連続する2か年の実施を限度とし、2か年分をまとめて申請することができます。なお、単年度申請を2回行うことはできません。
- ※ 2年事業の場合、各年30万円以内、計60万円を限度とします。（単年度精算）

＜2か年分まとめて申請した事業内容を変更する場合の補助の可否判断＞

(1) 補助可能の例示

- ア 2年目事業実施にあたり、当初事業計画を修正するが、基本的な内容は変更せずに、一部改善して実施する場合（ただし、改善内容は事前に活動センターに相談し、認められたものに限る）
- イ 2年目事業について、当初事業計画は変わらないが、予算規模が増減する場合（予算増減が生じる場合は、事前に活動センターに報告し、予算超過は団体負担、予算減額は返金とする）

(2) 補助不可の例示

- ア 1年目実施後、計画通りに実施できなかったため、2年目は当初事業計画を変更し、別事業を行う場合
- イ 1年目実施後、計画通り実施できず、2年目の事業内容の一部改善も困難で、事業を中止する場合

5 募集团体数

新規4団体まで

6 補助対象経費

地域貢献につながる新たな事業(※)経費

※ 新たな事業には、新規事業のほか、団体が実施する既存事業の拡充（例：対象者範囲の拡大等）による新たな取り組みを含みます。

＜対象とならない経費＞

- (1) 継続的に使用している器具什器等の買い替え費用
- (2) 報償費基準単価（別表）以上の講師謝礼金
- (3) 団体等の職員・スタッフへの人件費
- (4) 活動センターが補助対象経費とすることが適当でないと判断した経費

7 応募方法

活動センターへ来所していただき、申請書類等をデータでお渡しします。

8 申請書の配付及び相談

令和7年7月14日（月）から8月15日（金）まで（※）（要予約）

※ 募集団体数に満たない場合には、期間を延長します。

9 提出書類

- (1) 団体の概要書、企画申請書等一式
- (2) 組織規則・規約等、会員名簿、事業報告書、収支計算書、募集チラシ等

10 審査基準

項 目	評価・審査の視点
事業目的	・ 事業実施により達成しようとする目標や成果は明確か
	・ 地域課題や区民・地域ニーズの認識・分析は的確か
実効性・計画性	・ 地域特性を考慮した事業内容か
	・ 団体の活動に基づいた、新しい視点と創意による事業内容か （単なる団体の活動内容の提案になっていないか）
	・ 団体に事業を遂行できる能力（意欲・責任等）があるか
	・ 事業を実施するうえで、団体として必要な知識や経験を有した 適正な人員を確保できているか
	・ 事業計画、スケジュール、事業期間に問題はないか
公益性	・ 社会的公益性は十分であるか
	・ 地域貢献への取組は十分であるか
将来性	・ 団体の今後の自主的な活動による発展性・継続性はあるか
	・ 事業を継続していくために、資金や人材の確保に努めているか
予算	・ 費用対効果の視点に立って予算を積算しているか

10 事業実施報告

事業終了時、速やかに実施報告及び補助金の精算を行います。また、事業報告会を実施し、事業の内容や成果を報告していただきます。

1 1 事業スケジュール（目安）

令和 7 年 7 月 1 4 日 申請相談受付開始
8 月 8 日 申請相談締め切り
8 月 1 5 日 申請締め切り・事業内容ヒアリング
8 月下旬～ 申請内容に係る質疑及び回答
9 月上旬 審査・採択決定
事業開始
令和 8 年 3 月下旬 事業報告会

1 2 問合せ及び提出先

東京都江東区東陽六丁目 2 番 1 7 号 江東区高齢者総合福祉センター内
社会福祉法人江東区社会福祉協議会
江東区ボランティア・地域貢献活動センター（担当：）森本・野澤
電話 03-3645-4087 メール kvac@koto-shakyo.or.jp

補助対象経費 （別表）報償費基準単価

登壇時間数に応じた講師や指導員への謝礼金の基準単価は、以下のとおりです。なお、基準単価を超えて支払うことは可能ですが、その場合の差額は団体の負担となります。

区分	1時間あたりの単価
大学教授、弁護士（資格取得後15年以上） 医師、著名ジャーナリスト、著名民間学者 民間企業代表責任者	13,700円以内
大学准教授、短期大学教授 弁護士（資格取得後15年未満） 公認会計士 民間専門研究者 民間企業管理職	12,200円以内
大学講師・助教・助手 短期大学准教授・講師、高専教授 民間技術者 民間企業係長級	10,500円以内
高専准教授・講師 民間技能者	9,500円以内
(備考) ・登壇時間数に端数が生じる場合は、次のとおりとします。 30分未満の端数は、1時間あたりの単価の半額とします。 30分以上1時間未満の端数は、1時間あたりの単価額とします。 ・事前準備や打合せの時間数は対象となりません。	